

平成30年度 消費生活相談員資格試験

問題用紙(選択式及び正誤式)

10:00～12:30

【注意事項】

1. 受験票は机の上に置くこと。
2. 筆記用具は、黒鉛筆又はシャープペンシルを用いること。
それ以外は、マークシートの読み取りができないため、採点対象外となる。
3. 試験中は、六法、法令集、参考書の類の使用を禁じる。
4. 問題用紙には、受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
5. 解答用紙には、氏名及び受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
また、受験番号は、受験番号記入欄の下のマーク欄に正しくマークする(塗りつぶす)こと。3枚すべてが正しくマークされていない場合は、採点対象外となる。
6. 問題は、1. から23. まで23問あり、29ページに渡って印刷してある。
7. 問題は全180問、各問1点である。なお、4. の問題(5肢2択問題)は、①～⑤それぞれを2問と数え、解答した選択肢が2つとも正解の場合は2点、1つのみが正解の場合は1点とする。
8. 解答は解答用紙の所定の解答欄にマークすること。

【例 ○×下線式問題の場合】

問 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所(1カ所)の記号を解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。

下線部がすべて正しい場合

問題	解 答 欄		
	いずれか1つをマークしなさい		
1	●	ア	イ

誤っている箇所が①の場合

問題	解 答 欄		
	いずれか1つをマークしなさい		
1	◎	ア	●

9. 解答にあたっての注意事項は、解答用紙にも記載されているのでよく読むこと。
10. 解答用紙は鉛筆等でマークした部分を機械で直接読み取るため、所定の解答欄に正確にマークすること。また、訂正する場合には消しゴムで丁寧に消すこと。
11. 試験終了時刻まで退室を禁じる。
ただし、試験を棄権する場合、試験開始後60分以降に限り退場を認める。
12. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ることができるが、棄権した場合は、持ち帰ることはできない。
13. 試験終了後、解答用紙のみ提出すること。
14. 試験の内容についての質問には、一切応じない。
15. 出題の根拠となる法令等は、平成30年5月1日現在に施行されているものとする。
ただし、既に公布され、施行を控えた法律の内容について、その概要に関して問う問題が出題されることもある。

受験番号	3	0					
------	---	---	--	--	--	--	--

独立行政法人国民生活センター

1. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

- ① 消費者基本法は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者を保護すべき弱者として位置づけていることから、消費者が自主的かつ合理的に行動する努力義務までは定めていない。
- ② 消費者基本法は、国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとすると規定している。
- ③ 消費者基本法は、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成するとしており、また、その際には消費者庁の意見を聴かなければならないとしている。
- ④ 消費者庁は、実証に基づいた政策の分析・研究をベースとした消費者行政の発展・創造の場として、新たな観点からの取組を集中的に実施する拠点となる「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島県に開設した。
- ⑤ 消費者庁は、消費者基本計画を踏まえ、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備するため、「地方消費者行政強化作戦」を定めている。
- ⑥ 2017（平成 29）年 10 月、特定適格消費者団体が消費者被害の回復のための民事の裁判手続の中で、仮差押命令を申し立てる際に担保金を手当てすることが困難な場合に備え、国民生活センターがそれを援助する制度が新設された。
- ⑦ 消費者安全法は、都道府県は、市町村が消費生活相談等の事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができるとしている。
- ⑧ 消費者安全法は、都道府県及び市町村が設置する消費生活センターの基準として、消費生活相談員を消費生活相談等の事務に従事させること、消費生活相談等の事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織等の設備を備えていること、1 週間につき 4 日以上相談の窓口を開所していることを定めている。

2. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 景品表示法が制定される重要な契機となったのは、1960（昭和 35）年に発生した [ア] であった。本件のような行為は、独占禁止法が禁止する不公正な取引方法の一類型である [イ] に該当するとして規制されることになった。

その後、より有効な規制を求める世論の高まりを受け、 [ア] のような [ウ] については、当時一般消費者の利益を害するとして問題とされていた [エ] とともに、迅速な規制を可能とするため、1962（昭和 37）年、独占禁止法の特例として景品表示法が制定されるに至った。

② 1971（昭和 46）年当時、ジュースの表示について、景品表示法に基づき公正取引委員会の認定を受けた果汁飲料等の表示に関する [オ] では、果汁含有量が5%未満ないし無果汁の場合もその旨の表示をせずに、「合成着色飲料」等と表示すれば足りるとされていた。そこで、 [カ] 及びその代表が、公正取引委員会に対し不服申立てを行ったところ、公正取引委員会は不服申立ての資格なしとする審決を下した。その後、 [カ] らが審決取消訴訟を提起したが、最高裁は、1978（昭和 53）年、不服申立てには [キ] の侵害が必要であるところ、一般消費者が受ける利益は公益の保護の結果として生ずる反射的な利益ないし事実上の利益にすぎないとして、訴えを退けた。

一方、公正取引委員会においては、1973（昭和 48）年、新たに、無果汁の清涼飲料水等の表示に関する [ク] を定め、5%未満ないし無果汁の場合でその旨の表示がない場合に [ウ] となることを明記し、現在の景品表示法に引き継がれている。その後、景品表示法の所管は、2009（平成 21）年、公正取引委員会から [ケ] に移され、目的規定から [コ] の文言が削除された。

【語群】

- | | | | | |
|-------------------|------------|--------------------|----------------------|------------|
| 1. 有利誤認表示 | 2. 公正な競争 | 3. 過大な景品類提供 | | |
| 4. 主婦連合会 | 5. 不当な顧客誘引 | 6. ニセ牛缶事件 | 7. 一般消費者の自主的かつ合理的な選択 | |
| 8. 競争者に対する不当な取引妨害 | 9. 不当な取引制限 | 10. 命令 | 11. 自由な競争 | 12. 法律上の利益 |
| 13. 公正競争規約 | 14. 不当な表示 | 15. カラーテレビ二重価格表示問題 | | |
| 16. 告示 | 17. 消費者庁 | 18. 公共の福祉 | | |
| 19. 全国地域婦人団体連絡協議会 | 20. 消費者委員会 | | | |

3. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ
選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一
記号には同一語句が入る。

① 2016（平成 28）年以降、製品の品質に関して消費者の信頼を揺るがす企業の
不祥事が多くみられた。例えば 2017（平成 29）年、大手自動車メーカーにお
いて、社内規程に基づいて認定された者以外の者が、型式指定自動車の [ア]
を行っていた問題が発覚した。この件については、国土交通省自動車局長から
改善指示が行われたが、同メーカーの一部工場ではそれ以降も不適正な
[ア] が続けられていたことが明らかとなり、国土交通省は、 [イ]
に基づき、過料が適用されるよう地方裁判所に対し通知を行った。

不適正な [ア] の実施については、同時期に他の自動車メーカーでも行わ
れていたことが明らかとなり、当該自動車メーカーは、対象車両の点検等を行
うため [ウ] を実施した。

また、2016（平成 28）年 6 月、大手鉄鋼メーカー及びそのグループ会社
において、子会社による [エ] 違反の問題が発覚した。そのことが発端とな
り、翌年には、複数の事業所で製品の品質データを改ざんしていた問題が明る
みに出た。この一連の品質データに関わる不正問題で、 [オ] が行われた。
これを踏まえて、 [エ] が改正・公布され、認証を受けずに JIS マークの
表示を行った法人等に対する罰金刑の上限が 1 億円に引き上げられた。

② 2017（平成 29）年は、多数の消費者に損害を与える社会的に影響の大きい消
費者被害が相次いだ。

旅行業者があらかじめ旅行計画を作成して旅行者を集めるものを [カ]、
旅行業者が旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する
ものを [キ] と呼んでいる。主に海外旅行の [カ] を、格安を強調し
て販売した旅行業者が、多数の旅行者から旅行代金の一部又は全額を受領した
まま経営破たんした事件が発生し、旅行業者の経営破たんとしては史上最大規
模の事案となった。この事件をきっかけに、旅行業者が経営破たんした場合の
弁済制度に関して、 [ク] は、ワーキング・グループを立ち上げて検討を
重ね、 [ケ] 制度の分担金の引上げや、民間による任意の [コ] 制度
への加入の促進等の措置を講じることとした。

【語群】

- | | | |
|-----------------|----------------|------------|
| 1. 工業標準化法 | 2. ボンド保証 | 3. 営業登録保証 |
| 4. 自動車検査独立行政法人法 | 5. 認定検査 | 6. 募集型企画旅行 |
| 7. 受注型企画旅行 | 8. 文化庁 | 9. リコール |
| 10. JIS 認証の取消し | 11. 観光庁 | 12. 手配旅行 |
| 13. 道路運送車両法 | 14. 旅程保証 | 15. 景品表示法 |
| 16. 燃費データ検査 | 17. 弁済業務保証金 | 18. 完成検査 |
| 19. JIS 認証の自主返納 | 20. 1 カ月間の営業自粛 | |

4. 問題①から⑤のそれぞれについてア～オの文章の中から、誤っている文章を2つ選んで、その記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

① 以下ア～オは、消費者安全法に関する問題である。

- ア 事業者がその事業として供給する商品等の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、その事故に係る商品等が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかなきときは、消費者安全法上の「消費者事故等」にあたらぬ。
- イ 事業者がその事業として供給する商品等の消費者による使用等に伴い火災が発生した場合であっても、消費者の生命又は身体に被害が及ばなかった場合は、消費者安全法上の「重大事故等」にあたらぬ。
- ウ 事業者がその事業として供給する商品等の消費者による使用等に伴い窒息事故が発生した場合であって、その治療に要する期間が30日未満であるときは、消費者安全法上の「重大事故等」にあたらぬ。
- エ 事業者により、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が行われた事態は、消費者安全法上の「消費者事故等」にあたりうる。
- オ 「多数消費者財産被害事態」とは、「生命身体事故等」を除く「消費者事故等」のうち、一定の重大な財産被害が多数の消費者に生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

② 以下ア～オは、消費者安全法に関する問題である。

- ア 消費者安全法上の「消費者安全確保地域協議会」には、病院や教育機関をその構成員に加えることができる。
- イ 消費者安全法上、消費生活協力団体又は消費生活協力員は、内閣総理大臣により委嘱される。
- ウ 消費者安全法上、消費生活協力団体及び消費生活協力員の活動のひとつとして、消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすることが規定されている。
- エ 消費者安全法上、消費生活協力団体及び消費生活協力員の活動のひとつとして、消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することが規定されている。
- オ 消費者安全法上、「消費者安全確保地域協議会」の事務に従事する者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないが、過去に事務に従事していた者についてはこの限りではない。

③ 以下ア～オは、特定商取引法に関する問題である。

- ア 訪問販売で、政令で定める消耗品を購入し、それを自らの意思で使用もしくは消費した場合であっても、「使用し又はその全部若しくは一部を消費したらクーリング・オフできない」旨の記載が申込時又は契約締結時に交付された書面になれば、クーリング・オフすることができる。
- イ 電話勧誘販売において、事業者からクーリング・オフに関する不実のことを告げられ、誤認してクーリング・オフしなかったときは、事業者から改めてクーリング・オフできる旨を記載した書面が交付されなければ、クーリング・オフ期間は進行しない。
- ウ 訪問販売において、代金額が3,000円（税込）未満であれば、クレジットカード決済であっても、クーリング・オフの適用除外となる。
- エ 連鎖販売取引において、その契約に係る特定負担が、再販売をする商品の購入代金である場合で、契約締結時に交付された不備がない書面の受領日より商品の引渡しの方が後の場合には、商品の引渡しを受けた日から20日間、クーリング・オフすることができる。
- オ 特定継続的役務提供契約に該当するエステティックサロンとの契約を締結し、関連商品として化粧品を購入した際に、その場で販売員に促されて化粧品を使用させられた場合、当該化粧品のクーリング・オフはできなくなる。

④ 以下ア～オは、資金決済法に関する問題である。

- ア 自然人たる個人は、「仮想通貨交換業者」には登録できない。
- イ 資金決済法においては、「仮想通貨交換業者」と取引する利用者も、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されている。
- ウ 「仮想通貨交換業者」は、利用者に対して仮想通貨交換業に係る取引の内容、取り扱う仮想通貨の概要を説明すれば、価値変動を直接の原因として損失が発生するおそれがある旨及び理由等の説明は、契約締結後でもよい。
- エ 資金決済法では、利用者が預けた仮想通貨交換等に係る金銭又は仮想通貨は、「仮想通貨交換業者」において業者自身の金銭又は仮想通貨とは分別して管理されるものとされており、違反した業者には刑事罰の定めがある。
- オ 外国仮想通貨交換業者は、日本の資金決済法による「仮想通貨交換業者」の登録を受けていない場合、国内にある者に対して、仮想通貨の売買、他の仮想通貨との交換、これらの媒介、取次ぎ又は代理の勧誘をしてはならない。

- ⑤ 以下ア～オは、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に登録された消費生活相談情報に関する問題である。
- ア 2016（平成 28）年の消費生活相談について、商品・サービス別でみると、「通信サービス」に関する相談件数が最も多く、次いで多いのが「金融・保険サービス」である。
- イ 2016（平成 28）年の消費生活相談について、販売購入形態別でみると、前年と比べ「電話勧誘販売」の割合が減少しており、一方で、「店舗購入」の割合が増加している。
- ウ 2016（平成 28）年の消費生活相談では、インターネット通販等で消費者が、健康食品や化粧品等をお試しのつもりで申し込んだが、実は定期的に購入する契約であったというような「定期購入」に関する相談が前年と比べ急増している。
- エ 2011（平成 23）年から 2016（平成 28）年の間の消費生活相談では、身に覚えのない請求を受ける、いわゆる「架空請求」に関する消費生活相談件数が、大幅に増加している。
- オ 2016（平成 28）年の消費生活相談では、契約当事者が 10 歳代の消費生活相談件数が 20 歳代の消費生活相談件数よりも多い。

5. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 消費者教育の推進に関する法律には、消費者教育の「基本理念」が定められている。具体的には、消費者教育は㉞年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われることが必要であること、㉟それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携が必要であること、また、㊱災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、消費者教育を行わなければならないこと等である。
- ② 2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。この中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」では、㉞発展途上国向けの開発目標として、㉟2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定している。その目標の一つとして、㊱持続可能な生産消費形態を確保することが掲げられている。

- ③ 消費者教育の推進に関する法律において、政府は、⑦「消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)」を定めなければならないと規定されている。その内容については、①消費者基本法に規定する⑦消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。
- ④ 日本銀行は、景気低迷時に経済活動を活発化させるため、市中の資金量の⑦増加、金利の①低下を通して投資を刺激することを狙いとした、⑦売りオペレーション（金融機関への国債等の売却）を実施することがある。
- ⑤ インターネットを介して多数の者から少額ずつ資金を集める、いわゆる「クラウドファンディング」は、一般に⑦寄付型（資金提供者が無償で資金を提供する）、購入型（資金提供者は対価として財・サービスを受ける）、投資型（資金提供者は対価として収益の配当又は財産の分配を受ける）に大別される。このうち投資型のクラウドファンディングには、①金融商品取引法が適用される。また、投資者に対する分配金・配当金は、法律上、⑦保証される。
- ⑥ 国の経済規模を測る指標として用いられるGDPは、⑦国内で一定期間内に生産されたモノやサービスの付加価値の合計額である。GDPには、日本企業が海外拠点で生産したモノやサービスの付加価値は①含まれない。名目GDPが実質GDPを下回る状況は、⑦物価が下落状況にあることを意味する。
- ⑦ 容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物のリサイクルの促進等により、⑦一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって①生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。同法における容器包装とは、⑦容器及び包装のうち、中身の商品が消費されたり、中身の商品と分離されたりした際に不要になるものである。
- ⑧ PCB は不燃性、電気絶縁性が高く化学的に安定な性質を有することから電気機器をはじめ幅広い用途で利用されてきたが、1968（昭和 43）年に⑦カネミ油症事件が発生し、その毒性が社会問題化し、現在は、①製造・輸入ともに禁止されている。PCB 廃棄物の保管の長期化による環境汚染が懸念され、確実かつ適正な処理を推進するため、2001（平成 13）年に PCB 特別措置法が公布・施行された。同法は 2016（平成 28）年に改正され、高濃度 PCB 廃棄物を保管する事業者が⑦一定期間内にその処分を行うことを義務づける等、対策が強化された。

6. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① クリーニング業の標準営業約款は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、㉞厚生労働大臣の認可を受けて定められている。
① Sマークの掲示があるクリーニング店は、標準営業約款に基づいて営業しており、同約款により、クリーニング事故に備えて㉞損害賠償保険への加入が義務づけられている。
- ② 「クリーニング事故賠償基準」では、クリーニング業者が洗たく物を受け取った日より㉞90日を過ぎても洗たく物を利用者が受け取らず、かつ、これについて① 利用者の側に責任があるときは、クリーニング業者は受け取りの遅延によって生じた損害についてはその賠償責任を免れるとしている。受け取りが遅延している間に㉞クリーニング店が類焼（自家以外からのもらい火）した場合は洗たく物の損害はこれに該当する。
- ③ 綿やレーヨンを使用した製品は、繊維が吸水して㉞ 膨潤しそのまま乾燥することで収縮する。 繊維表面にスケールと呼ばれるウロコを持つ繊維を使用した製品は、スケールが絡み合うことによって収縮する。スケールの絡み合いによる収縮は① フェルト収縮と呼ばれ、㉞絹製品にのみ生じる現象である。
- ④ 機能性表示食品は、特定保健用食品とは異なり、国が、製品ごとの㉞ 安全性と機能性の審査を行っていない。 機能性表示食品の表示では、① 特定の疾病に罹患している者を対象とした表現や、㉞肉体改造を標ぼうする表現は禁じられている。
- ⑤ バランスのとれた食生活の普及啓発を図る目的で、保健機能食品には、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と㉞ 表示することが義務づけられている。 保健機能食品には、① 栄養補助食品、㉞特定保健用食品、機能性表示食品の3つのカテゴリーがある。
- ⑥ 食品添加物は、㉞ 天然添加物、化学的合成品のいずれも、原則として、厚生労働大臣が指定した添加物のみ使用可能である。 また、食品添加物の安全性確保のため、① 食品安全委員会において、食品添加物ごとに許容一日摂取量

の設定等の安全性評価が行われ、⑦消費者庁において、必要に応じて使用対象食品や最大使用量等が設定されている。

⑦ 食品安全基本法は、食の安全を脅かす事件が多発したことから、⑦国民の健康の保護を最優先とすることを基本として、2003（平成15）年に制定された。また、同法に基づき設置された④食品安全委員会がリスク評価を担当し、リスク管理は⑦厚生労働省や農林水産省等が行っている。

⑧ 食品表示基準に係る通知「食品表示基準について」では、アレルギー表示は、特定原材料である「乳」を含む場合、⑦「乳成分を含む」と表示し、添加物として乳たんぱく質を使用する場合、④「乳由来」と表示しなければならないとしている。また、同通知により、特定原材料に準ずるものとして⑦大豆、ゼラチン等の20品目の表示が推奨されている。

⑨ 「食品表示基準」における栄養強調表示では、含有成分のうち、摂り過ぎが気になる栄養成分（⑦飽和脂肪酸等）の低減や、不足しがちな栄養成分（④たんぱく質等）の強化を強調して表示することができる。例えば、100g当たりの糖類が⑦5g以下であれば、「糖類ゼロ」と表示できる。

7. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

① 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、瑕疵担保責任期間を、宅地又は建物の引渡しの日から3年とすることができる。

② 宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者は、宅地建物取引により生じた債務の弁済に備えるために、一定額の営業保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供託することが、原則として義務づけられている。

③ 建物賃貸借契約が終了して建物を明け渡すときに、借主に賃料滞納があった場合、貸主は滞納賃料分を敷金から差し引くことはできない。

④ 建物賃貸借契約において、経年変化や通常損耗に対する修繕費用等を賃借人に負担させる特約は、借地借家法上、無効とされている。

- ⑤ 建設業の許可を受けた建設業者は、消費者から発注を受けた新築住宅を引き渡すまでに、特定住宅建設瑕疵担保責任の履行を確保するため、住宅建設瑕疵担保保証金を供託するか、あるいは住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結していなければならない。
- ⑥ 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めたものである。
- ⑦ 住宅のリフォーム工事を行う場合には、必ず、建築基準法に基づき建築確認を受け、確認済証の交付を受ける必要がある。
- ⑧ 住宅の品質確保の促進等に関する法律において、国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、「日本住宅性能表示基準」を定めることが義務づけられている。
- ⑨ 老人福祉法に基づく「有料老人ホーム」の設置者は、入居契約者から、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価としての費用を、前払金として受け取ることを禁止されている。
- ⑩ 建築基準法において、「建蔽率」（建ぺい率）とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合と定義され、同法に定める数値を超えてはならないとされている。

8. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

- ① 実際の店舗を有する薬局や店舗販売業の許可を持った販売業者が、一般用医薬品のインターネット販売を行う場合には、販売サイトに実際の店舗の写真を掲載すれば、勤務している薬剤師・登録販売者の氏名まで掲載することは求められていない。
- ② ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に製造販売されるものであって、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つものとされている。

- ③ 個人が自分で使用するために使い捨てコンタクトレンズ（おしゃれ用カラーコンタクトレンズを含む）を輸入する場合、2ヵ月分以内の輸入であれば医薬品医療機器等法上の許可は必要ない。
- ④ 医療法の2017（平成29）年改正では、医療機関のウェブサイト等についても、従来規制の対象となっていた広告媒体と同様に規制の対象とされ、広告できる事項が法律上定められた。この改正により、他の病院と比較して優良である旨の広告を行うことが可能となった。
- ⑤ 「あん摩、マッサージもしくは指圧、はり又はきゅう」及び「柔道整復」は、医師を除いては、それぞれ厚生労働大臣から免許を与えられた者しか業として施術を行うことができない。

9. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1ヵ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1ヵ所である。

- ① 製造物責任法において、業として製品を⑦製造、加工又は輸入した者は「製造業者等」に該当する。非営利目的で製品を製造する者は、④「製造業者等」に該当することはない。また、自ら製品を製造しない場合でも、当該製品にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者は、⑦「製造業者等」に該当する。
- ② 最終製品である製造物の部品や原材料に欠陥があり、消費者に拡大損害が生じた場合、部品や原材料の製造業者は製造物責任を負うが、⑦その欠陥が専ら当該製造物の製造業者の設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、④その欠陥が生じたことに部品や原材料の製造業者の過失がない場合は、部品や原材料の製造業者は免責される。これを「部品・原材料製造業者の抗弁」という。当該製造物の製造業者は、⑦「部品・原材料製造業者の抗弁」が成立する場合にのみ製造物責任を負う。

- ③ 製品の欠陥による被害の救済に関し、さまざまな製品分野で損害賠償のために付保されたマーク制度が実施されている。例えば、玩具を対象とする⑦STマーク、消費生活用製品の一部を対象とする⑧SGマーク、低周波治療器等を対象とする⑨HAPIマーク等がある。
- ④ 長期使用製品安全表示制度により、一般消費者が生活の用に供する電気用品のうち、経年劣化による重大事故が一定件数以上発生しているとして選定されたものの製造又は輸入を行う事業者に対して、⑩製造年、設計上の標準使用期間、経年劣化についての注意喚起の表示が義務化されている。当該制度の対象は、⑪ビルトイン式電気食器洗機、⑫換気扇等である。
- ⑤ 道路運送車両法に基づく自動車のリコール制度では、自動車製作者等は⑬リコールを実施後5日以内に国土交通大臣に届け出なければならないとされている。⑭届出がなされたリコール情報は、国土交通省により公表されている。2004（平成 16）年には⑮タイヤ及びチャイルドシートに関するリコール制度も導入された。
- ⑥ 医薬品等を適正に使用したにもかかわらず生じた副作用により健康被害を受けた者の救済を図るため、医薬品副作用被害救済制度が設けられている。この制度においては、処方箋の必要がない一般用医薬品は⑯救済の対象から除外され、再生医療等製品は⑰救済の対象とされている。また、同制度では、健康被害に対する⑱慰謝料は補償されない。
- ⑦ 消費生活用製品安全法における「製品事故」とは、「消費生活用製品」の使用に伴い生じた事故のうち、⑲一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは⑳「消費生活用製品」が滅失し、又は毀損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもののいずれかに該当し、かつ、㉑「消費生活用製品」の欠陥によって生じたことが明らかな事故をいう。
- ⑧ 「消費生活用製品」のうち、㉒構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品で政令で定めるものを「特定製品」という。「特定製品」は㉓PSCマークの表示がなければ販売できない。㉔「技術基準」に適合しない「特定製品」が流通した場合、経済産業大臣は、一定の要件の下で、製造業者等に回収等の必要な措置を命じることができる。

⑨ 「消費生活用製品」で「重大製品事故」が生じた場合、消費生活用製品安全法及び同法に基づく内閣府令の規定により、製造又は輸入業者は、⑦「重大製品事故」の発生を知った日を含めて10日以内に消費者庁長官に報告しなければならない。小売業者は、「重大製品事故」の発生を知ったときは④所在地の都道府県知事に報告するよう努めなければならない。製造又は輸入業者、小売業者は、⑦一般消費者に対し当該事故情報を適切に提供するよう努めなければならない。

⑩ 電気用品安全法は、⑦一般家庭、商店、事務所等で使用される電気製品のうち、政令で定める「電気用品」を対象とし、「電気用品」による④危険及び障害の発生を防止することを目的とする。「電気用品」のうち、特に危険又は障害が発生するおそれが多いものとして政令で定めるものを⑦「特定電気用品」という。

10. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

① 海外に拠点を有し、日本語サイトを立ち上げているオンライン旅行取引事業者（海外OTA）は、日本国内に営業所がない場合でも、日本の旅行業登録を受けることが義務づけられている。

② 「標準宅配便運送約款」においては、運送業者は、運送業者又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取り、引渡し、保管及び運送に関して注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負うとされている。

③ 探偵業の業務の適正化に関する法律において、「探偵業者」は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、契約の重要事項について書面を交付して説明することが義務づけられている。

④ 「標準引越運送約款」においては、荷物の滅失、き損又は遅延についての引越業者の責任は、原則として、荷受人又は代理受取人が荷物を受け取った日から1年を経過したときは、時効によって消滅するとされている。

- ⑤ 古物営業として、古物の売買もしくは交換等、又は古物市場の経営をしようとする者は、営業所又は古物市場が所在する都道府県の公安委員会に届け出なければならない。
- ⑥ 厚生労働省は、業として行うレーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為には医師の免許が必要であるが、酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為には、医師の免許は必要ではない旨通知している。
- ⑦ 一般社団法人自動車公正取引協議会の会員である販売業者は、一般消費者に直接販売する目的で展示する中古自動車の走行距離計が取り替えられている場合、走行距離計のキロ数、走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前後のキロ数を、見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。
- ⑧ 債権管理回収業に関する特別措置法により、法務大臣の許可を受けた株式会社であれば、原則として、弁護士でなくとも特定金銭債権の管理回収業を行うことができる。

11. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

なお、以下は現行民法（平成29年改正前の民法）に関する問題である。

- ① 「契約自由の原則」は近代民法の基本原則である。民法の⑦強行規定に反する合意は、公序良俗等に反しない限り有効である。一方、この原則を強調しすぎると弱者の権利が害されることになる。そのために、④借地借家法や⑨消費者契約法等の民法の特別法が制定され、これを制限している。
- ② 契約は、申込みと承諾の二つの意思表示の合致によって成立する。申込みの誘引は、相手方に申込みをさせようとする意思の通知であり、⑦申込みではない。テレビCMや店頭での広告表示は、一般に④申込みの誘引と解されている。隔地者に対する申込みの意思表示は、⑨その通知が相手方に到達したときからその効力を生ずる。

- ③ 売買契約のように当事者の合意のみによって成立する契約を、⑦諾成契約という。これに対して、当事者の合意以外の要件が揃わないと不成立、あるいは無効となる契約もある。例えば、④寄託契約等、物の交付を成立要件とする契約や、⑦保証契約等、書面でしなければその効力を生じない契約がある。
- ④ 未成年者は、法律行為を判断する能力が十分ではないので、⑦意思能力がないとされ、未成年者が法律行為をする際に法定代理人の同意がない場合には、④未成年者自身又は法定代理人はその法律行為を取り消すことができる。ただし、未成年者が婚姻した場合や、⑧贈与を受けるなど単に権利を得る法律行為等については、単独でできる。
- ⑤ 無効とは、⑦その法律行為に対し法律が初めからその効力を認めないことである。公序良俗違反の契約の無効は、④誰からでも、⑧いつでも主張できる。
- ⑥ 製造業者が欠陥のある商品を製造し、これを小売業者が販売し、小売業者から購入した消費者がけがをする等の損害を被ったときには、消費者は製造業者に民法上の⑦不法行為責任を問うことができる。その責任が認められるためには、製造業者の④故意又は過失を消費者が主張立証する必要があるが、これが困難であること等から、特別法として⑧製造物責任法が制定された。
- ⑦ 代理人が、代理権の範囲内において⑦本人のためにすることを示して行った意思表示は、本人に対して効力が生じることになる。代理権を有しないAが本人Bの代理人として契約した場合は、④無権代理になることから、Bに対してその効力は生じない。ただし、Bが追認したときは、別段の意思表示がない限り、⑧追認の時以降、Bに対して効力が生じることになる。
- ⑧ 最高裁判所の判例では、敷金について、賃貸借契約に際して賃借人から賃貸人に交付される金銭であって、⑦賃料債権など賃貸人の債権を担保する目的のものとされている。また、敷金返還請求権は、④賃貸借契約終了の後の建物等の明渡しが完了しないと発生せず、賃借人から敷金の返還と引換えに建物を明け渡すという主張は認められないと、判断されている。
- ⑨ 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって効力を生じる。委任の受任者は、委任事務の処理に対して⑦善管注意義務を負う。委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができるが、相手方の不利な時期に解除したときには、④やむを得ない事由がある場合を除いて、損害賠償をしなければならない。病院での診察等、法律行為ではない事務の委託をする契約は、⑧事務管理という。

- ⑩ 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、⑦不完全履行の3類型がある。債務不履行があった場合には、債権者は債務者に対して損害賠償を求めることができる。損害賠償請求の要件としては、債務者に帰責事由があることが必要であり、帰責事由については④債権者が証明しなければならない。もっとも、⑨金銭の給付を目的とする債務の不履行については、債務者は不可抗力であっても損害賠償責任を負う。

12. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

※以下は現行民法（平成29年改正前の民法）に関する問題である。

詐欺や [ア] による意思表示については、法律行為はいったん有効に成立するが、取消権者による取消しの意思表示によって法律行為の成立時に遡って効力が否定されることになる。取消権は、追認をすることができる時から [イ] 間行使されないときは、時効によって消滅する。また、追認をすることができる時よりも後に、取り消すことができる行為について取消権者が履行の請求等をした場合には、取り消すことができなくなる。これを [ウ] という。

一方、有効に成立した契約について、債務不履行があった場合には、契約を解除することができ、解除の意思表示がされると、契約の当事者は相互に [エ] を負う。また、履行遅滞の場合には、債務者に対して相当期間を定めて履行の [オ] をし、その期間内に履行がないときに契約の解除をすることができる。

【語群】

- | | | | | | |
|----------|-----------|---------|----------|-------|--------|
| 1. 通知 | 2. 5年 | 3. 説明義務 | 4. 催告 | 5. 強迫 | 6. 10年 |
| 7. 撤回 | 8. 原状回復義務 | 9. 虚偽表示 | 10. 法定追認 | | |
| 11. 心裡留保 | 12. 3年 | 13. 承認 | 14. 追完 | | |

13. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 消費者契約法は、㉗労働契約を除く、すべての消費者契約を適用対象とする。消費者契約とは、㉘事業者と消費者との間で締結される契約である。消費者契約法において、消費者とは、㉙個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）のことをいう。
- ② 消費者契約法第9条第2号は、消費者契約において、消費者が契約に基づく㉚金銭の支払い又は物の引渡しを遅延した場合の損害賠償額の予定又は違約金を定める条項について規定している。損害賠償又は違約金の額が、本号に定める額を超える場合、㉛超える部分は無効となる。事業者は、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に㉜年 14.6%の割合を乗じて計算した額を超える損害賠償又は違約金を請求することができない。
- ③ 消費者契約法において、事業者が、消費者契約の締結を勧誘するに際し㉝「重要事項」について事実と異なることを告げることは、取消事由とされている。「告げる」とは、㉞書類に記載して消費者に知らせるような場合を含む。中古車の走行メーターを巻き戻し、走行距離を短く見せてこれを消費者に示して販売する行為は㉟「告げる」に該当する。
- ④ 消費者契約法においては、事業者が、消費者契約の締結について消費者を勧誘するに際し、㊱当該消費者契約の目的となるものの分量、㊲回数又は期間（以下、「分量等」という。）が当該消費者にとっての通常の「分量等」を著しく超えるものである場合、そのことを㊳事業者が知らなくても、その勧誘により消費者が当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- ⑤ 最高裁判所は、賃貸借契約書に㊴一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が㊵賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎる等の特段の事情がない限り、㊶消費者契約法第10条により無効であるということとはできないと判断している。

⑥ 2016（平成28）年の消費者契約法の改正により、消費者に、解除権をあらかじめ放棄させる消費者契約の条項は無効とするとの規定が新設された。この場合の解除権とは、㉞事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権、㉟継続的契約における消費者の中途解約権、㊱有償の消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があることにより生じた消費者の解除権である。

⑦ 消費者団体訴訟制度において、同種紛争の未然防止・拡大防止を図るという同制度の趣旨から、適格消費者団体は、消費者契約法に基づく差止請求の内容として、事業者の一定の不当行為の㉞停止、㉟予防又は㊱当該行為に供した物の廃棄若しくは除去等を請求することができる。

14. 次の各文章が、正しければ○、誤っていれば×を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※以下は特定商取引法に関する問題である。

① 路上で呼び止めて、最初に販売目的を告げた上で事業者の店舗に同行させて契約に至った場合、特定商取引法の訪問販売に該当する。

② 消費者が、自ら商品についての資料の郵送を依頼するために電話をかけた際に、事業者が「訪問して説明をしたい」旨を申し出て、これを消費者が承諾して自宅で契約した場合、特定商取引法の訪問販売の規定は適用されない。

③ 消費者が、事業者から電話による勧誘を受け、その勧誘の結果申し込もうと考へ、すぐ後に消費者が当該事業者のホームページの申込み画面から契約の申込みを行った場合は、電話勧誘販売に該当する。

④ 特定権利には、社債や株式会社の株式、投資信託は含まれるが、発行会社が自ら販売する未公開株は含まれない。

⑤ 「初回お試し価格」と称して低価格で商品を販売する旨が広告に表示されているが、実際に当該価格で商品を購入するためには2回以上継続して売買契約を締結する必要がある場合には、原則として、定期購入契約である旨や金額、契約期間等の販売条件を広告に表示しなければならないと定められている。

- ⑥ 通信販売において、商品の販売業者が広告中に返品特約を表示していなかった場合、契約書面の交付日から8日を経過するまでの間であれば契約の解除をすることができる。
- ⑦ 「無料の就活セミナー」への参加を勧める電話を受けて出向いた会場で、外国語教室（受講期間6ヵ月間、総額20万円）の受講を勧誘されてその場で契約した場合、特定継続的役務提供と訪問販売の規制が重複適用される。
- ⑧ 美容医療契約において、病院における治療が1回限りである場合は、1ヵ月を超えて無料でアフターサービスを受けられる場合であっても、特定継続的役務提供に該当することはない。
- ⑨ 連鎖販売取引の加入者が、連鎖販売取引の中途解約に伴って商品販売契約を解除できる場合、まだ加入者に対して商品の引渡しがされていなければ、販売業者は加入者に、解約に伴う違約金等の支払いを一切請求することができない。
- ⑩ 「入会金を支払えば、仕事を紹介する」と言ってお金を支払わせるのみで、その仕事に必要な物品の販売や役務の提供の契約を全くしていない場合は、業務提供誘引販売取引に該当しない。
- ⑪ 不用品を買い取ってもらうつもりで業者を自宅に呼び、査定してもらったところ、逆に「廃棄するのにお金がかかる」と言われ、最終的に消費者がお金を払って不用品を引き取ってもらった場合、訪問購入ではなく訪問販売の規制がかかる。

15. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

※以下は特定商取引法に関する問題である。

- ① 訪問販売の勧誘をする際に禁止されている、「不実のことを告げる行為」とは、事実と異なることを告げることをいい、㉠その内容が客観的に事実と異なっていると評価できる限りこれに該当する。また、事実と異なることを告げていることについて、㉡事業者が認識している必要がある。事業者がこの規定に違反したときは、㉢罰則の対象となる。
- ② 通信販売を行う場合、請求や承諾をしていない者に対して販売業者がファクシミリ広告を送信することは原則禁止されており、これを㉣オプトアウト規制という。請求に基づいて申込用紙をファクシミリで送信する際に、その一部に広告を掲載することは㉤許される。通信販売で商品を購入した者に、ファクシミリを用いた商品発送通知に広告を掲載して送信することは㉥許される。
- ③ 連鎖販売契約において、その相手方が、当該契約をクーリング・オフした場合、連鎖販売業者は受領した商品代金を相手方に㉦返還しなければならない。相手方は連鎖販売業者に、引き渡された商品を㉧返還しなければならない。連鎖販売業者は、相手方が商品を使用し、利益を得ていた場合、当該利益相当額の返還を㉨請求することはできない。
- ④ 業務提供誘引販売契約では、勧誘者からの㉩不実告知又は故意による事実の不告知があり、契約の相手方が誤認して契約をした場合、相手方は契約の申込みの意思表示を取り消せる。取消しの意思表示を㉪追認できるときから1年間行わないとき、㉫契約締結時から5年経過したときは、時効により取消権が消滅する。
- ⑤ 訪問購入において、購入業者は、勧誘の要請をしていない者に対し、㉬営業所等以外の場所での勧誘、㉭電話での勧誘を行うことが禁じられている。また、相手方から勧誘の要請があり、実際に相手方の自宅を訪ねた場合には、購入業者は、勧誘に先立って、相手方に勧誘を受ける意思があることを㉮確認しなければならないと定められている。

16. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 電気通信事業法では、電気通信事業者及び代理店は、所定の電気通信の役務の提供に関する契約をしようとするときは、原則、㉠書面を交付して電気通信役務に関する料金等の概要を消費者に説明する義務がある。説明に際しては、消費者の知識、経験、契約締結の目的に照らして、㉡当該消費者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。事業者が説明義務を果たさなかった場合、消費者は、電気通信事業法の規定に基づいて、㉢その契約を解除することができる。
- ② 電気通信事業法において、電気通信事業者は、所定の電気通信の役務の提供に関する契約が成立したときは、その契約内容を明らかにした書面（契約書面）を㉣遅滞なく消費者に交付しなければならないが、㉤事業者の判断により書面に代えて電磁的な方法で提供することも認められている。また、契約書面には㉥「契約書面の内容を十分に読むべき旨」の記載をしなければならない。
- ③ インターネット上で商品を購入するため、消費者がクリック等の画面上の操作により事業者に申込みの意思表示をしたとき、事業者の承諾の意思表示が消費者に到達しなかった場合は、電子消費者契約法により㉦契約は成立しない。また、事業者が消費者の申込みの意思表示について確認を求める措置を行っている状況で、申込みの意思表示をした消費者自身に重過失による錯誤があった場合、消費者は㉧契約の無効を主張することができない。消費者がウェブ上の情報を見て商品の購入を決断し、事業者が準備した申込みフォームを利用せずに、事業者に電子メールを送信して契約を締結した場合、電子消費者契約法の㉨対象とならない。
- ④ 割賦販売法上、包括信用購入あっせん業者には登録制が導入されており、個別信用購入あっせん業者には㉩届出制が導入されている。また、包括信用購入あっせん業者には㉪苦情発生時の適切処理義務があり、個別信用購入あっせん業者には訪問販売業者等の加盟店契約締結時や苦情発生時等の加盟店調査義務がある。包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者のいずれにも、㉫過剰与信防止義務がある。

- ⑤ 包括信用購入あっせんを利用して通信販売業者から商品（4万円以上）を購入した場合、割賦販売法上、通信販売業者の債務不履行を理由とする解除は包括信用購入あっせん業者に対する⑦抗弁事由となる。①広告に返品可否等の記載がない場合の特定商取引法に規定する解約返品権、②広告に記載された解約返品特約による解約申出は、抗弁事由となる。
- ⑥ 2016（平成28）年改正以前の割賦販売法においては、クレジットカード番号情報の安全管理義務は、包括信用購入あっせん業者のほか、③二月払購入あっせん業者、④立替払取次業者について規定されていた。改正により、⑤カード加盟店にも規定された。
- ⑦ 割賦販売法上の個別信用購入あっせんを利用した訪問販売による取引の際に、個別信用購入あっせん業者は、購入者の支払可能見込額を調査するため⑥指定信用情報機関の信用情報を照会する義務を負い、①購入者から年収を確認する資料の提出を受ける義務を負う。購入者の保護に欠ける加盟店の行為に関する情報を取得したときは、⑥加盟店情報交換制度を運営する認定割賦販売協会に報告する義務を負う。
- ⑧ 割賦販売法上の個別信用購入あっせんを利用して訪問販売により商品を購入する取引で、その取引は特定商取引法上において規定する過量販売ではないが、過去の取引と合わせると過量販売となる場合、⑦過去の取引を含めて過量販売となることを今回の販売業者が認識していることが、購入者が当該販売契約を過量販売解除するための要件である。購入者が当該販売契約とともに個別信用購入あっせん契約も過量販売解除するには、①個別信用購入あっせん業者については過量性の認識は要件とされない。個別信用購入あっせん契約を過量販売解除した場合、購入者は⑥個別信用購入あっせん業者に対して既払金の返還を請求できる。
- ⑨ 割賦販売法上の個別信用購入あっせんを利用して訪問販売により商品を購入する取引で、販売業者が商品の性能について不実告知を行った場合において、⑦個別信用購入あっせん業者が加盟店調査義務を怠ったか否かにかかわらず、購入者は個別信用購入あっせん契約の取消しが主張できる。個別信用購入あっせん業者が購入者からの不実告知取消しに関する苦情を確認したときは、①1件の苦情でも加盟店調査義務が発生する。不実告知取消しが認められる場合は、購入者は⑥未払いのクレジット債務の支払拒絶だけでなく、既払金の返還請求もできる。

17. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

総務省の「通信利用動向調査」によると、2016（平成 28）年末の個人のインターネット利用状況は、13 歳から 49 歳までの層で [ア] % 近くになっている。消費生活の中でインターネットの利用が浸透していることに伴い、インターネットを利用した新たなサービスも広がっている。

個人等の所有物（自宅の空き部屋や車等）や能力（スキル、知識等）に関する情報を、インターネットを通じてリアルタイムに、不特定多数の個人の間で共有することが可能になったこと等から、[イ] の普及が進んでいる。[イ] の代表例である民泊は、訪日外国人の増加に伴う宿泊施設不足に対する解決策としても期待される一方、トラブルも懸念され、2017（平成 29）年には住宅宿泊事業法（いわゆる民泊新法）が制定された。この中で、住宅宿泊事業を行おうとする者は、[ウ] への届出が必要とされ、仲介サイト等の住宅宿泊仲介業者は、[エ] の登録が必要とされた。

[イ] の最大の特徴は、マッチングプラットフォームを提供する事業者を介して不特定多数の個人がモノやサービスを提供し、個人がそれを利用する [オ] の形態が基本となっている点である。

【語群】

- | | | | |
|------------|----------------|------------|---------------|
| 1. 75 | 2. シェアリングエコノミー | 3. 85 | 4. 観光庁長官 |
| 5. C to C | 6. 100 | 7. 総務大臣 | 8. ジョイントベンチャー |
| 9. 都道府県知事等 | 10. コモンウェルス | 11. B to C | |

18. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 2016（平成 28）年 10 月、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（消費者裁判手続特例法）が施行された。同法に基づき、②二段階型の訴訟制度により、集団的に発生している消費者被害について、③特定適格消費者団体が消費者に代わって④慰謝料や人身損害を含む損害賠償に関する訴訟を提起することができる。

- ② 民事訴訟手続は、⑦判決又は和解による紛争の解決を図る手続である。簡易裁判所における民事訴訟は、目的物の価額が④60万円以下の事件を対象としており、当事者は、⑦裁判所の許可を得ることにより、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。
- ③ 日本司法支援センター（法テラス）は、⑦綜合法律支援法に基づいて設立された法人であり、業務の一つとして、裁判等の紛争解決制度をより利用しやすくするため、民事法律扶助業務を実施している。具体的には、①無料で紛争解決のためのあっせんや調停を行う苦情処理援助、⑦弁護士・司法書士の費用の立替えを行う代理援助・書類作成援助を行っている。
- ④ 内閣総理大臣は、事業者による広告表示が景品表示法の⑦優良誤認表示に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を当該事業者に求めることができる。当該事業者が当該資料を提出しないときは、内閣総理大臣は、①同法上の不当表示とみなし、措置命令を行うことができる。このような規制は、一般に、不実証広告規制と呼ばれ、特定商取引法に基づく⑨不実告知や誇大広告等に該当するか否かを判断するため必要がある場合にも採用されている。
- ⑤ 内閣総理大臣は、景品表示法に違反する優良誤認表示又は有利誤認表示を行った事業者に対し、⑦その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命ずることができる。また、当該事業者に対し、原則として、①課徴金の納付を命じなければならない。景品表示法に違反する景品類の提供を行った事業者に対して、⑦課徴金の納付を命ずることはできない。
- ⑥ 製造業者が表示・包装した商品を小売業者が仕入れて一般消費者に販売する場合において、商品の表示に景品表示法上の不当表示があったときは、表示規制の対象は⑦製造業者である。小売業者が自己の判断に基づいて作成したチラシが不当表示となった場合、①小売業者は規制対象となる。不当な表示であることについて、当該小売業者に⑨故意又は過失があることは要しない。
- ⑦ 個人情報保護法によれば、「個人情報取扱事業者」は、一定の場合に本人の同意を得ることなく個人データ（「要配慮個人情報」を除く）を第三者に提供できる。例えば、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を利

用目的とすること等を、あらかじめ、⑦本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、⑧個人情報保護委員会へ届け出た場合である。

- ⑧ 個人情報保護法によれば、「個人情報取扱事業者」は、⑨偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、⑩法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難なとき等を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、⑪要配慮個人情報を取得してはならない。

19. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

貸金業者から借りることのできる額の総額に制限を設ける規制のことを総量規制といい、[ア]においてその具体的な内容が定められている。同法では、具体的には、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えることとなる場合、[イ]とされている。銀行や信用金庫等による融資は、[ア]における総量規制の [ウ]となる。

出資法では、業として金銭の貸付けを行う場合において、年 [エ] %を超える割合による利息の契約、受領、[オ]をした場合は、刑事罰の対象となるとされている。

【語群】

- | | | | |
|----------------------------|---------------------------|-------|---------|
| 1. 利息制限法 | 2. 支払要求 | 3. 20 | 4. 対象外 |
| 5. 新規の借入れができなくなる | 6. 対象 | 7. 18 | 8. 29.2 |
| 9. 広告 | 10. 消費者契約法 | | |
| 11. 超えている部分をすぐに返済しなければならない | 12. 15 | | |
| 13. 貸金業法 | 14. 年収を証明する書類を提出しなければならない | | |

20. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所（1カ所）の記号を解答用紙の解答欄に記入（マーク）しなさい。

※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ① 金融商品取引法第39条では、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引につき顧客に生じた損失を、事業者（金融商品取引業者）が補てんすることを禁じている。ただし、その損失が同条に規定される「事故」によって生じたものであって、あらかじめ㉠補てんに係る損失が「事故」に起因するものであることにつき内閣総理大臣の確認を受けている場合、㉡裁判所の確定判決を得ている場合、又は㉢消費生活センターのあっせんによる和解が成立している場合等には、顧客に生じた損失を補てんすることができる。
- ② 金融商品取引法上の「金融商品取引業」は、㉣内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことができない（適格機関投資家等特例業務を除く）。無登録業者には、㉤懲役・罰金の刑事罰が科される。無登録業者が行った未公開株や社債の売買契約を無効とする㉥民事効の規定はない。
- ③ 商品先物取引法には、委託者等の保護のために、㉦無条件で一定の期間内は契約の申込みの撤回又は契約の解除ができる制度、㉧契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対する訪問又は電話による勧誘の原則禁止、㉨顧客の知識、経験、財産の状況等に照らして不相当と認められる勧誘の規制（適合性の原則）等の規定が設けられている。
- ④ 金融商品の販売勧誘に際し、金融商品販売業者に説明義務違反、断定的判断の提供等が認められる場合には、㉩金融商品販売法に基づく損害賠償請求が可能である。保険の販売勧誘については、㉪変額保険等の特定保険を除き、金融商品販売法の適用はない。商品先物取引の販売勧誘については㉫金融商品販売法の適用はないが、商品先物取引法において同法の一部が準用されている。
- ⑤ 情報通信技術（IT）の進展等の環境変化に対応するため、2016（平成28）年、2017（平成29）年と続けて㉬銀行法が改正され、それに伴い施行令・施行規則も改正された。2016（平成28）年の施行規則改正により、一定の条件のもとで金融機関が預金の出金事務等を外部委託できる範囲が広がり、デビットカード等を活用して㉭小売店のレジ等で銀行口座から現金を引き出せるいわゆるキャッシュアウトサービスも新たに認められた。2017（平成29）年の法改正では、㉮「電子決済等代行業者」を定義し、届出制を導入した。

- ⑥ 保険会社は、保険契約者又は被保険者に、故意又は重過失による告知義務違反があった場合であっても、⑦保険会社が告知義務違反の事実を知り、又は過失によって知らなかった場合、⑧告知義務違反を知った時から6ヵ月間解除権を行使しなかった場合、保険契約を解除することができない。告知義務違反の対象となった事実と保険事故との間に因果関係が認められない場合、⑨保険金は支払われる。
- ⑦ 保険業法は、保険会社等に対し、⑩保険契約者等が保険契約の締結・加入の適否を判断するのに必要な情報（契約概要・注意喚起情報・その他参考となるべき情報）を提供することを求めている。また、顧客意向の把握、⑪当該意向に沿った保険プランの提案とその説明、⑫顧客の意向と提案した保険プランの内容が合致しているかについて顧客が確認する機会を提供することを求めている。
- ⑧ 債券の価格は、市場の金利が上がると、通常⑬値上がりする。債券の信用リスクを判断するための指標の一つとして「格付け」があり、一般的に「格付け」が低い債券ほど、債券の利回りは⑭高くなる。債券は、債券の発行体の資金繰り悪化や破たん等により債務不履行が生じた場合を除き、多くは満期時に⑮額面金額で償還される。
- ⑨ 金融商品に関して、⑯売りたいときに換金又は売却ができない可能性を流動性リスクと言う。例えば、未上場株式は、上場株式に比べるとこのリスクが⑰高い。社債は、上場株式に比べるとこのリスクが⑱低い。
- ⑩ 個人賠償責任保険は、日常生活において他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に、⑲被害者に対する損害賠償金や弁護士費用等を補償する保険である。個人賠償責任保険の被保険者には、契約者と生計を共にする同居の親族が⑳含まれる。過失による損害は、個人賠償責任保険の補償の㉑対象とならない。
- ⑪ 「金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」においては、利用者が金融 ADR 機関に紛争解決の申立てをした場合、金融機関は、利用者からの紛争解決の申立てに㉒応じなければならない。金融機関は、金融 ADR 機関によって提示された和解案を、㉓原則受け入れなければならない。金融 ADR 機関は、㉔銀行、証券、保険等の業態ごとに設立されている。

⑫ 生命保険の保険料は、契約時の⑦予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定率に基づいて算定される。これらの予定率は④保険の種類によって異なる。生命保険は、契約する年齢が高くなると、より若い時期に契約する場合と比べて保険料は高くなる。予定利率が引き下げられると、以降契約する保険の保険料は⑦安くなる。

21. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

個人型確定拠出年金（iDeCo）は [ア] の一つで、2017（平成29）年1月より加入範囲が拡大され、自営業者等だけでなく、企業年金加入者、私学年金加入者、国民年金第3号被保険者等を含め、基本的に20歳以上 [イ] 歳未満のすべての者が加入できるようになった。iDeCoでは、運営管理する金融機関が提示する運用商品（預貯金、保険商品、投資信託、信託等）の中から加入者自身が選択し、拠出した掛金の運用結果については [ウ] が責任を負う。運用商品は金融機関によって異なり、その中には元本保証でないものが含まれる。iDeCoでは、掛金の [エ] が所得控除となり、運用益は [オ] である。また、受取り時の税制優遇措置等のメリットがあるが、原則、 [イ] 歳になるまで引き出せず、加入時の手数料や口座を維持するための手数料等がかかる点に留意が必要である。

【語群】

- | | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|----------|-------|
| 1. 私的年金 | 2. 非課税 | 3. 55 | 4. 公的年金 | 5. 60 | 6. 全額 |
| 7. 一部 | 8. 加入者自身 | 9. 課税対象 | 10. 65 | 11. 金融機関 | |

22. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入（マーク）しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

① 家計の所得から所得税や [ア] 等を差し引いたものを、可処分所得という。可処分所得は、消費と [イ] に振り分けられる。日本では、2016（平成28）年度における経済社会活動の中で家計が支出する消費額の総額は、名目国内総生産（GDP）の約 [ウ] を占めている。

- ② 消費者が商品を購入する際、その商品を販売するのは、主に小売業である。小売業にはさまざまな形態があるが、1998(平成10)年に制定された[エ]の第1条では、大規模小売店舗について「[オ]」が必要である旨が定められている。

【語群】

- | | | | |
|------------|-------------------|---------------|--------|
| 1. 投資 | 2. 大規模小売店舗立地法 | 3. 貯蓄 | 4. 35% |
| 5. 小売店舗規制法 | 6. 55% | 7. 小規模小売店舗の保護 | 8. 75% |
| 9. 出店数の制限 | 10. 周辺の地域の生活環境の保持 | 11. 社会保険料 | |
| 12. 住居費 | 13. 百貨店法 | | |

23. 次の文章の [] に入る最も適切な語句を、下記の語群の中から1つ選び、解答用紙の解答欄にその番号を記入(マーク)しなさい。なお、同一記号には同一語句が入る。

地球環境問題の一つである地球温暖化に一番大きな影響を及ぼしているのは、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の増加である。環境省の「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」によると、2014(平成26)年の統計で、エネルギーの使用による二酸化炭素の排出量の最も大きい国は、[ア]である。

こうした二酸化炭素の排出量を抑制するための政策手法には、規制的手法と、市場制度を利用する [イ] と呼ばれるものがある。[イ] の代表的なものとして、環境税や排出量取引制度があげられる。

2016(平成28)年度の日本のエネルギー自給率は約 [ウ] である。今後は、「再生可能エネルギー」の一層の活用も注目されている。再生可能エネルギー特別措置法では、太陽光発電や [エ] 等の再生可能エネルギーで発電した電気に関し [オ] 制度を採用している。

【語群】

- | | | | |
|----------------|------------|------------|---------|
| 1. 日本 | 2. 排出量直接規制 | 3. 固定価格買取 | 4. 波力発電 |
| 5. スマートグリッド | 6. 経済的手法 | 7. バイオマス発電 | |
| 8. 26% | 9. アメリカ | 10. 16% | 11. 中国 |
| 12. コージェネレーション | 13. インド | 14. 8% | |

平成30年度 消費生活相談員資格試験

問題用紙 (論文)

13:30～15:30

【注意事項】

1. 受験票は机の上に置くこと。
2. 筆記用具は、黒鉛筆又はシャープペンシルを用いること。それ以外は、採点対象外となる。
3. 試験中は、六法、法令集、参考書の類の使用を禁じる。
4. 問題用紙には、受験番号を所定の箇所に必ず記入すること。
5. 解答用紙の表紙には、受験番号・氏名・論文テーマ番号を所定の箇所に必ず記入すること。*
6. 解答用紙の表紙の裏(論文記述ページ)左上の所定の箇所には、論文テーマ番号・受験番号を必ず記入すること。*
※ 5.6. の記入がない場合、もしくは正しく記入されていない場合は、採点対象外となる。
7. 解答にあたっての注意事項は、解答用紙にも記載されているのでよく読むこと。
8. 試験終了時刻まで退室を禁じる。
ただし、試験を棄権する場合、試験開始後 60 分以降に限り退場を認める。
9. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ることができるが、棄権した場合は、持ち帰ることはできない。
10. 試験終了後、解答用紙のみ提出すること。
11. 試験の内容についての質問には、一切応じない。

受験番号	3	0					
------	---	---	--	--	--	--	--

論文試験

次の2つのテーマのうち1つを選び、1,000字以上1,200字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。以下の場合、採点の対象外となる。

①「選択式及び正誤式筆記試験」の得点が基準を超えていない場合

②文字数制限が守られていない場合

※文字数の数え方は、文字が記入されている行ごとに20字として数える。一行の途中までしか文字が書かれていなくても、20字として数える。

③受験番号・氏名の記入がない場合、もしくは正しく記入されていない場合

④選択した論文テーマ番号の記入がない場合、もしくは正しく記入されていない場合

【テーマ1】

消費者の権利を実現する上で、行政や消費者はどのような責務や役割を果たしていくべきか、論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

1. 以下の指定語句をすべて用いること（順不同）。
2. 指定語句は、単に語句として用いるだけでなく、その意味するところが明確になるように、適切に用いること。
3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合は、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

指定語句：消費者基本法、消費者と事業者との格差、国、地方公共団体、消費生活相談

【テーマ2】

適格消費者団体による差止請求制度に加え、特定適格消費者団体による集団的被害回復制度が導入された。両制度が消費者被害防止・救済において果たす役割を論じるとともに、消費生活センター等における相談業務との連携について、論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

1. 以下の指定語句をすべて用いること（順不同）。
2. 指定語句は、単に語句として用いるだけでなく、その意味するところが明確になるように、適切に用いること。
3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合は、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

指定語句：不当契約条項、不当表示、2段階型、PIO-NET、個別解決

平成30年度 消費生活相談員資格試験

解答用紙 (論文)

13:30～15:30

【注意事項】

1. この表紙には、受験番号・氏名・論文テーマ番号を所定の箇所に必ず記入すること。*
2. この表紙の裏(論文記述ページ)左上の所定の箇所に、論文テーマ番号・受験番号を必ず記入すること。*
※ 1. 2. の記入がない場合、もしくは正しく記入されていない場合は、採点対象外となる。
3. マス目はすべて横書きで使用する。

受験番号	3	0					
氏名							
論文テーマ番号							

平成30年度消費生活相談員資格試験 第1次試験(選択式及び正誤式筆記試験)正答

- 1 ① × ② ○ ③ × ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○
- 2 ア 6 イ 5 ウ 14 エ 3 オ 13 カ 4 キ 12 ク 16 ケ 17 コ 2
- 3 ア 18 イ 13 ウ 9 エ 1 オ 10 カ 6 キ 12 ク 11 ケ 17 コ 2
- 4 ①イ、ウ ②イ、オ ③ウ、オ ④イ、ウ ⑤イ、オ
- 5 ① ○ ② ア ③ ○ ④ ウ ⑤ ウ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○
- 6 ① ○ ② ○ ③ ウ ④ ○ ⑤ イ ⑥ ウ ⑦ ○ ⑧ ○ ⑨ ウ
- 7 ① ○ ② ○ ③ × ④ × ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ × ⑧ × ⑨ × ⑩ ×
- 8 ① × ② ○ ③ ○ ④ × ⑤ ○
- 9 ① イ ② ウ ③ ○ ④ イ ⑤ ア ⑥ ア ⑦ ウ ⑧ ○ ⑨ イ ⑩ ○
- 10 ① × ② ○ ③ ○ ④ ○ ⑤ × ⑥ × ⑦ ○ ⑧ ○
- 11 ① ア ② ○ ③ ○ ④ ア ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ウ ⑧ ○ ⑨ ウ ⑩ イ
- 12 ア 5 イ 2 ウ 10 エ 8 オ 4
- 13 ① ○ ② ア ③ ○ ④ ウ ⑤ ○ ⑥ イ ⑦ ○
- 14 ① ○ ② × ③ ○ ④ × ⑤ ○ ⑥ × ⑦ ○ ⑧ × ⑨ × ⑩ ○
⑪ ○
- 15 ① イ ② ア ③ ウ ④ ○ ⑤ イ
- 16 ① ウ ② イ ③ ○ ④ ア ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ イ ⑧ ○ ⑨ ○
- 17 ア 6 イ 2 ウ 9 エ 4 オ 5
- 18 ① ウ ② イ ③ イ ④ ○ ⑤ ○ ⑥ ○ ⑦ ○ ⑧ ○
- 19 ア 13 イ 5 ウ 4 エ 3 オ 2
- 20 ① ○ ② ウ ③ ア ④ イ ⑤ ウ ⑥ イ ⑦ ○ ⑧ ア ⑨ ウ ⑩ ウ
⑪ ○ ⑫ ウ
- 21 ア 1 イ 5 ウ 8 エ 6 オ 2
- 22 ア 11 イ 3 ウ 6 エ 2 オ 10
- 23 ア 11 イ 6 ウ 14 エ 7 オ 3